

資料 3 (別紙 1)  
令和 5 年 9 月 27 日  
第 2 回台東区障害者  
福祉施策推進協議会資料

(仮称) 北上野二丁目福祉施設  
基本計画 中間のまとめ (案)  
概要版 (案)

# 1 施設のコンセプト

新施設のコンセプトを次のとおり定めます。

## だれもが つながり やすらぐ ぱらっとスクエア

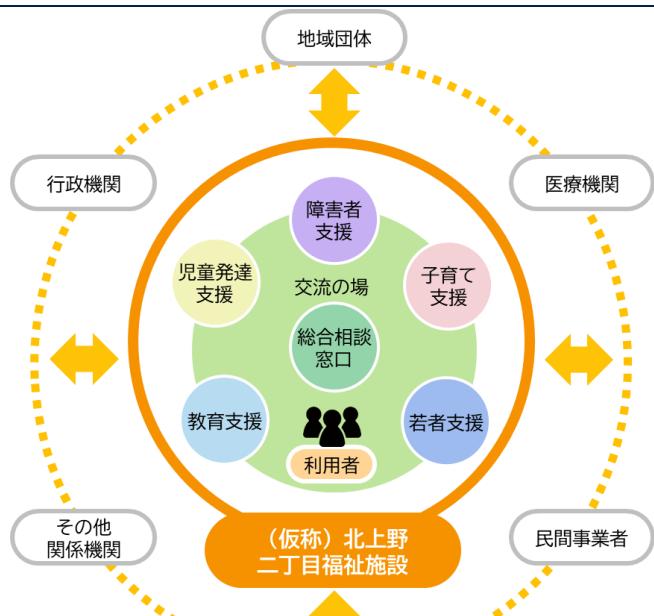
- 障害の有無に関わらず、「だれもが」「つながり」、ライフステージに応じた切れ目ない一体的・継続的な支援を提供する施設とします。
- 区民が「ぱらっと」気軽に立ち寄り、住み慣れた地域で健やかに自分らしく過ごせる、心「やすらぐ」拠点（＝プラットフォーム）となるような場（＝スクエア）を備えた施設とします。

# 2 新施設の機能

## ● 新施設における切れ目のない支援

新施設では、5つの支援機能を集約し、これらが「総合相談窓口」と「交流の場」を通じてつながることで、切れ目のない支援を実現します。

さらに、施設外の支援機関とも密に連携を取ることで、施設利用者へのサービスの向上を図ります。



## ● 支援機能

### 1 障害者支援

#### (1) 障害者デイサービス

##### ア 生活介護

- 重症心身障害者への支援

##### イ 日中一時支援

- トワイライトサービス

##### ウ 在宅障害者及び事業所支援

- 障害者及び事業者への支援

#### (2) 障害者社会参加援助

- 中途障害を含む障害者への支援（身体、知的及び精神障害（三障害）に対応）

- (3) 障害者自立支援センター・基幹相談支援センター  
○ 障害者への相談支援及び相談支援事業者への支援（三障害に対応）

- (4) 様々な障害への理解促進（三障害に対応）

- (5) 障害者就労支援室（三障害に対応）

## 2 児童発達支援

- (1) 新施設で実施する児童発達支援センター事業

ア 相談支援、家族支援及び各種申請

- 障害児等への相談

○ 障害児通所支援、障害福祉サービス及び移動支援、日中一時支援の申請  
(三障害に対応)

イ 発達支援及び家族支援

- 児童発達支援及び法内外の放課後等デイサービス

ウ 地域支援及び家族支援

- 保育所等訪問支援 ○ 地域支援及び事業所等の資質向上

## 3 子育て支援

- (1) 新施設で実施する主なこども家庭センター事業

ア 子育て相談

- 児童福祉と母子保健の一体的運用、妊娠婦及び児童並びに家庭からの相談への対応

イ あそびひろば

- 未就学児までに対応

ウ 妊産婦・乳幼児の交流事業

エ いっつき保育

- 心身の障害や発達に心配のある就学前児童の預かり

## 4 教育支援

- (1) 教育相談・就学相談等

- (2) 生活指導相談学級（教育支援センター）

- I C Tを活用した学習支援や個別相談

- (3) 学校園支援

- 区立中学校区ごとに「スクールソーシャルワーカー」を配置

## 5 若者支援

- (1) 若者支援

- 相談及び家族・居場所支援、情報発信 ○ 個別プラン作成 ○ 早期支援

## ● 相談機能

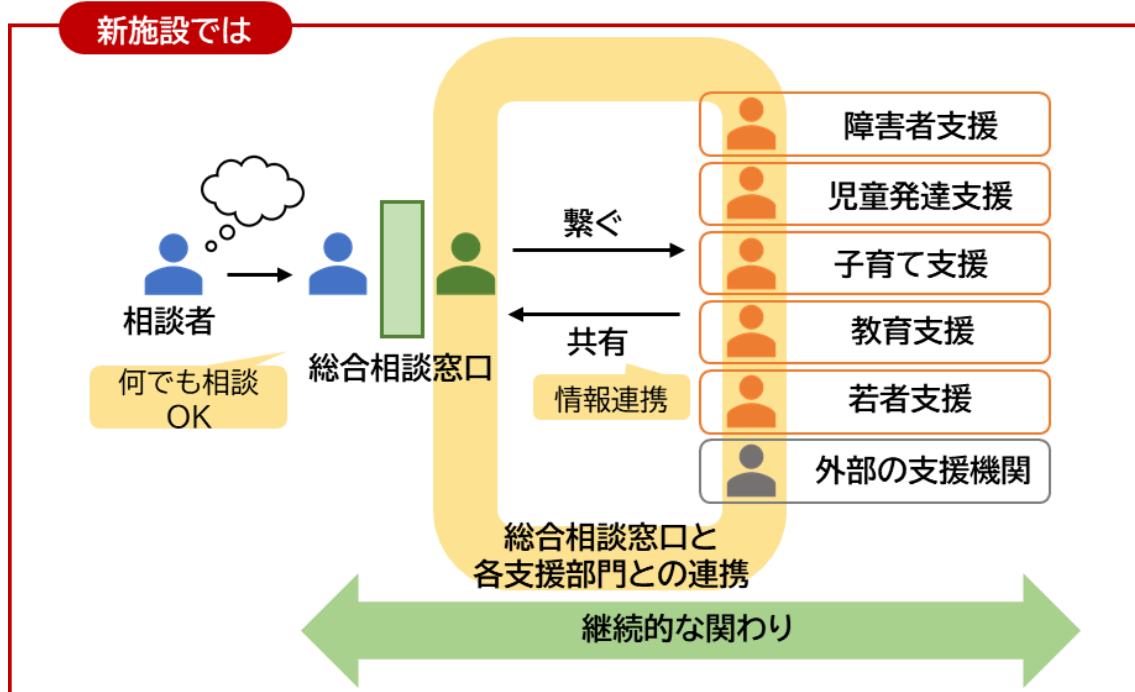
新施設では、妊産婦、子供や39歳までの若者及びその家族からのあらゆる相談に対応できる「総合相談窓口」を設置し、区民のライフステージや発達段階に応じた、一体的な支援を行います。

### 目指す姿

- ① 妊産婦、子供や39歳までの若者及びその家族等からのあらゆる相談に対応します  
(相談拠点機能)
- ② 相談者を迅速かつ適切に支援機関へつなぎ、問題解決を図ります  
(道案内・コーディネート機能)
- ③ 支援機関につないだ後も、適宜状況を確認し、切れ目のない相談・支援を行います  
(セーフティネット機能)

- 「総合相談（専門的な相談を含む）」及び「コーディネート」機能を一つの組織体で担います。
- 「（仮称）相談カルテシステム」を用いて、相談内容について関係課で情報を共有します。
- 総合相談窓口の相談員により解決できる相談は、その場で解決します。

新施設では「総合相談窓口」が各支援分野と連携し、支援の状況を適宜確認するとともに、必要に応じた調整や助言により、相談者への一体的な支援や各支援分野間の連携を促進します。



## ● 交流の場

新施設では誰もが気軽に立ち寄り、相談できる「交流の場」を整備し、利用者間の交流やつながりを生み出していくとともに、学校や家庭以外の居場所を提供するなど、特に「若者支援」や「教育支援」として「交流の場」を活用することで、ひきこもりや不登校等を未然に防止します。

	子育て世帯を中心としたエリア (1階)	若者を中心としたエリア (6階)
対象者	子育て世帯を中心とした区民	小学生以上の世代を中心とした区民
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・普及啓発コーナー（障害）</li><li>・普及啓発コーナー（子育て）</li><li>・カフェ</li><li>・あそびひろば</li><li>・子育て図書コーナー</li><li>・インクルーシブひろば</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・カフェ</li><li>・意見表明BOX</li><li>・くつろぎ空間</li><li>・デジタルコーナー</li><li>・学習室</li><li>・音楽スタジオ</li><li>・地域交流スペース</li><li>・運動室</li></ul>

## ● 災害対策機能

新施設を二次避難所（福祉避難所）として位置づけ、災害時、一次避難所では対応が困難な障害者等、特に配慮を要する者を緊急に受け入れる施設とします。

二次避難所（福祉避難所）としての耐震性を十分に確保した施設とし、交流スペース等を避難スペースとして転用します。

## 3 情報連携

### ■目指す姿

情報連携を強化することで、迅速な情報共有及び支援体制を構築し、一体的で切れ目のない支援を行います

### ■実現に向けての対応

- ① 総合相談窓口を経由した相談情報を新たなシステムで管理し、施設内で共有します。  
(新システムの構築)
- ② 既存システムの一部の相談・支援情報を新システムに連携します。  
(既存システムの活用)
- ③ 相談・支援に関する個人情報の保護に最大限配慮します。(個人情報保護)

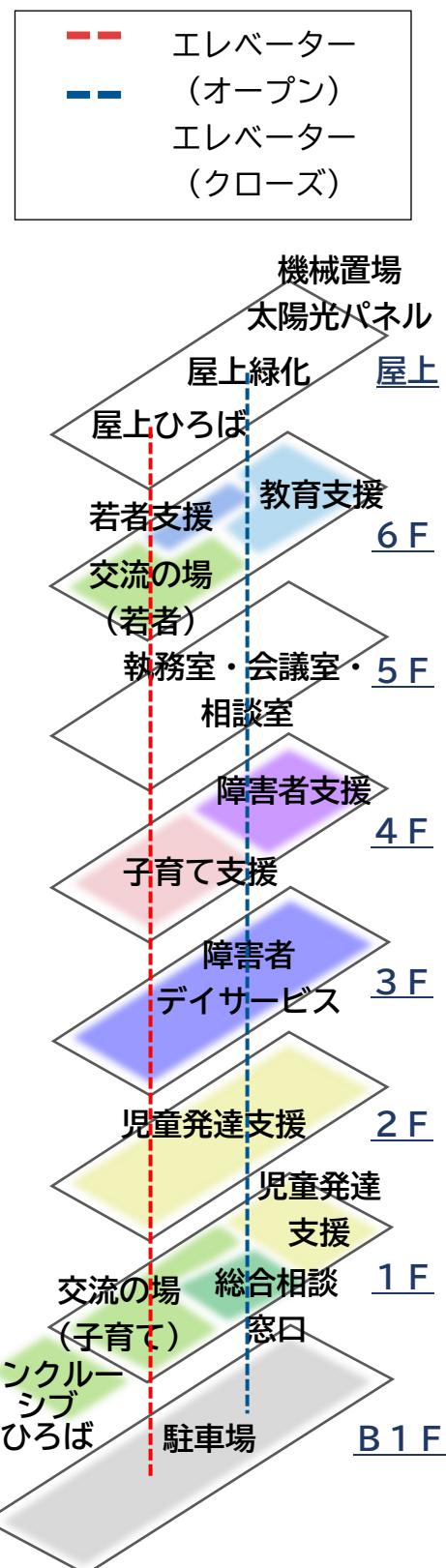
## 4 施設規模・建物仕様

### ● 各機能の床面積・ゾーニング等

各エリアの概算面積及びフロア構成のイメージを示します。

ただし、今後の設計において詳細を確定します。

エリア	主な機能・諸室	規模目安
障害者デイサービス	訓練・作業室、活動室、スヌーズレン室等	約 1,300 m <sup>2</sup>
障害者支援	活動室、機能回復訓練室、サロン・待合スペース 等	約 500 m <sup>2</sup>
児童発達支援	活動室、指導訓練室、医務室・静養室 等	約 1,400 m <sup>2</sup>
子育て支援	活動室、プレイルーム・行動観察室 等	約 500 m <sup>2</sup>
教育支援	プレイルーム、多目的室 等	約 400 m <sup>2</sup>
若者支援	活動室	約 100 m <sup>2</sup>
総合相談窓口	窓口・相談室	約 100 m <sup>2</sup>
交流の場	普及啓発コーナー、カフェ、あそびひろば 等	約 1,200 m <sup>2</sup>
共用エリア	執務室、相談室、会議室、資料室	約 1,700 m <sup>2</sup>
災害対策機能	交流スペース等を災害時に利用	—
その他共用部	廊下、階段、エレベーター、機械室 等	約 4,300 m <sup>2</sup>
駐車場・駐輪場	駐車場、駐輪場、マイクロバス乗降スペース	約 2,500 m <sup>2</sup>
施設面積合計		約 14,000 m <sup>2</sup>



## ● 整備スケジュール(予定)

- 令和5年度 基本計画策定
- 6年度～ 基本設計・実施設計
- 8年度～ 建築工事
- 10年度 新施設開設**

## ● その他の環境づくり

### 1 バリアフリーの考え方

- (1) ユニバーサルデザインの導入
  - 車いす等に対応できるエレベーターの設置やスロープの整備、動線等の配慮
  - 車いすでの移動に配慮した、段差、通路の幅等の安全確保
  - 誰もがわかりやすい色彩、デザインやサイン
- (2) その他の環境整備
  - 車いす対応トイレや授乳室等の設置

### 2 I C T 環境の整備

- Wi-Fi環境等の整備

### 3 機能的・効率的なレイアウト

- ユニバーサルレイアウトの導入やフリーアドレス等の環境整備

### 4 様々な用途に対応した執務スペース

- 集中ブースやコミュニケーションスペース等のフレキシブルな執務空間を計画

## 5 運営に関する基本的な考え方

### ● 新施設における運営

#### 1 運営体制の考え方

- (1) 運営主体
  - 施設全体は区の直営を基本とする
  - 各支援分野については、必要に応じて民間事業者への委託を検討するなど、それぞれ運営主体を定めるものとする

#### (2) 運営組織

- 施設全体の調整や管理に係る組織の検討や既存の組織構成の見直し

#### (3) 施設内の会議体の設置

- 施設全体の運営に係る会議体の設置

#### (4) 人材確保・育成